

第36回 DAAS運営委員会 議事(案)

□日 時:2018年6月12日(火) 14:00~16:00(予定)

□場所:公益財団法人 建築技術教育普及センター内 第4会議室

千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル3F

TEL:050-3786-0568 DAAS 事務局

□ 議 事:

[報告事項]

理事長職務代行について

資料1

運営に関して:これまでの打合せ報告

資料2

DAAS資料の著作権について

資料3

会員・会費・補助金の状況

資料4

~~動画制作報告[DAAS interview vol.014 長谷川逸子]~~

[検討事項]

今後の運営についての検討

資料5

DAASの現状について

[承認事項]

職務規程(案)について

資料6

配布資料:

理事長職務代行について

2018年6月現在、笠理事長が病気療養中のため、DAASコンソーシアム規約 第3章 第15条の2 のとおり、職務代行等について副理事長の 古谷誠章氏(一社 日本建築学会会長)、もしくは鈴木眞生氏(公財 建築技術教育普及センター 理事長)に今後の状況を検討した上で事務局から正式に依頼を行いたいと考えております。両副理事長には(学会は連絡担当者を介して)、事前に笠理事長の状況について説明をしております。事務局としては、鈴木副理事長に御願いをすることを検討しております。

〈参考〉 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約

(該当箇所のみ抜粋)

第3章 役員、会長及び顧問

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、会員(法人の場合は指定代表者)の中から選任するものとする。ただし、理事のうち2名以内、監事1名を会員以外の者から選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は理事の互選により選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会又は理事会に出席し意見を述べることができる。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

運営に関して:これまでの打合せ報告

【第11期】

2017年4月4日 国土交通省との打合せ

出席者:国土交通省:伊藤審議官(当時)／建築画報社:櫻井氏／ DAAS 竺理事長・武藤

場 所:国土交通省

〈主な相談事項〉

- ・ DAAS 運営問題:会員減少等／総会開催の協力依頼・理事役員の相談／DAAS 法人化についての確認
- 〈回答・意見:伊藤審議官〉
- ・ DAAS 法人化について国土交通省として異論はない。(伊藤氏より担当の藤原専門官確認済)※その前に運営について丁寧な議論が必要
 - ・ 預け先の提案(国土交通省から依頼ができるのは土木学会など)
 - ・ 10年という機会、DAASの活動を一旦休止、最小限の運営、という案もありえる
 - ・ DAAS 基本方針の再検討の必要がある
 - ・ DAAS の活動を継続する場合、資料の活用方法の検討の必要がある

2017年9月21日 国土交通省との打合せ

出席者:国土交通省:淡野課長・高嶋課長補佐(当時)／DAAS 竺理事長・本多委員長・武藤

場 所:国土交通省

〈挨拶・相談事項〉

- ・ 国土交通省の担当者変更の為活動についての説明／運営の問題について報告、等
- 〈意見 等:淡野課長〉
- ・ 国土交通省としては「公的な資料の利用・活用」をしてもらうのは望ましいところ
 - ・ 利用収入等に関してはまた別に検討すべきでは
 - ・ ”公的範囲の明確化”ののち新建築社との交渉を
 - ・ 国交省の支援は難しい。出来ることがあれば、というところ。
 - ・ 文化庁、その他預け先の検討を DAAS で行う
 - ・ DAAS 自体で存続する意向があるのならば、活動の軽量化が必要と思われる。(法人設立の希望があるようであれば、組織化、運営責任の明確化をしつつも活動自体を軽量化)

【第12期】

2017年11月15日 第36回 DAAS 運営委員会

場 所:永田町

〈検討事項・確認事項の一部として〉

- ・ 新建築社が、他出版社への写真貸出を行わない方針となったことについて竺理事長より報告
 - ・ 新建築の権利の状況について 確認
- その後“出版社のみ”貸出をせず、一般の企業等への貸出は継続とのこと確認

2018年1月17日 設立時の権利調整についての確認(高見氏)

出席者:長岡;高見氏／DAAS 竺理事長・本多氏・武藤

場 所:長岡市庁舎

〈相談事項〉

- ・ 設立時の権利整理の状況の確認(11/15の運営委員会での検討を受け)

〈回答:高見氏より〉

- ・ 新建築社は当時委託事業としたことで資料を自由に出来なかったという印象が強かった様子。
- ・ 一度新建築社と今後の契約について DAAS で相談を

2018年2月2日 第12期総会

2018年2月27日 笠理事長 入院の連絡

- ・ 3月1日に予定していた新建築社 吉田社長との打合せを延期

2018年3月2日 笠理事長より新建築社 吉田社長に電話で事務局について依頼をしたとの連絡

- ・ 1)DAASを新建築社におくこと 2) 武藤はDAAS業務と新建築社の業務を兼務、2点を吉田社長に了解を得たという連絡
- ・ 新建築社に相談に行つて欲しいとのこと

2018年3月9日 DAAS事務局移動に際しての手續確認

出席者:公財 普及センター 鈴木理事長・中川総務部長・畠山総務次長/DAAS 武藤

〈回答〉

- ・ 新建築の業務の兼務については普及センターとして関与をしない。
- ・ 非常勤の嘱託職員という契約でも可能である(週一回から可能)
- ・ DAAS事務局を置くことは引き受けたが、当初より業務自体を引き受ける意向はない。そのため、DAAS事務局を現状のように、公財)普及センターに置く場合は、業務を行う人員をDAASで用意する必要がある

2018年3月20日 運営(移管先等)についての相談

出席者:長岡・高見氏/武藤

〈相談事項〉

- ・ 新建築社への DAAS 事務局設置についての相談
- ・ その他 DAAS 移管先の検討(建築研究開発コンソーシアム)
- ・ 移管先交渉を国土交通省で行っていただくよう武藤より高見氏へ依頼

2018年3月22日 新建築社との打合せ

出席者:新建築社 吉田氏/ DAAS 武藤

場 所:霞ヶ関

〈確認事項〉

- ・ DAAS事務局の設置について

〈吉田氏より回答と提案〉

- ・ DAAS事務局の設置、及び運営に関して新建築社で行う意志がないことを確認(笠先生の緊急の様子と体調への配慮から電話は受けていたが、内容については理解ができていなかった、とのこと。)
- ・ 新建築社として支援出来る範囲を検討したい。まずは、DAASのPRなど
- ・ 武藤には、個別に ビデオ制作、データ処理等の業務委託の可能性もあり得る。

2018年3月26日 DAAS 移管交渉を依頼(長岡・高見氏へメールにて再依頼)

- ・ 国交省から国交省関連団体などへの DAAS 移管について再依頼
- ・ DAAS を継続する場合のメリット・デメリットや、研究開発コンソへ移管をする場合のメリット・デメリットの整理をして送付
- ・ 笠理事長の状況報告

2018年4月28日 国交省担当官 異動挨拶 於: 普及センター

- ・ 高嶋氏から伊東補佐へ担当が変更となる旨挨拶あり

2018年4月20日 長岡・高見氏/国土交通省 淡野課長 面談

2018年4月25日 長岡・高見氏より報告(メールにて)

- ・ DAAS の状況説明を行ったので再度 国交省 淡野課長と相談を、との連絡有

2018年5月8日 運営(移管先等)についての相談

出席者: 国土交通省 淡野課長・伊東補佐/DAAS 本多委員長・武藤

場 所: 国土交通省

〈相談事項〉

- ・ 笠理事長の状況報告
- ・ 会員離れ、費用縮小の状況
- ・ 今後の DAAS については国土交通省の意向次第。
- ・ 活動を継続する場合は、国交省傘下の財団、団体の支援の必要があること
- ・ 他団体に統合する方法
- ・ 資料を後世に残すために預け先を検討する場合の例、など。

〈淡野課長より回答〉

- ・ DAAS のサービスを最小限とし、WEB の写真のみ閲覧できるようにするのはどうか。
- ・ その場合の費用を算出、コンソーシアムを維持し会費として会員に依頼(例: 100 万の場合、5 万*20 社)
- ・ 最終的には文化庁 近現代建築資料館に預けることが望ましいのではないかと
- ・ 文化庁 近現代建築資料館受取が出来ないと以前回答があったことについては「著作権期限がいつ来るか」などを一覧表として資料と共に渡すということではどうか
- ・ 近現代建築資料館への交渉は、芦原前理事長、もしくは普及センター 鈴木理事長代行が良いと思われる(必要があれば鈴木氏に MLIT から依頼することも可)
- ・ 普及センターへの現状や、今後についての見通しの説明は、センターの負担がないよう整理したところで行う

等々を、DAAS 運営委員会で検討するよう

2018年6月6日 国土交通省伊東補佐より補助金交付についての連絡

- ・ 来期補助金について、獲得をするよう国土交通省で努力をする。しかし状況は年々厳しくなっている。獲得は難しいと予想される、とのこと。

- ・ (事務局より)補助金事業ができなければ、新規コンテンツ制作はできず実質的な活動が休止となる。そのような中では会員離れはすすみ、即解散、資料返納の選択肢可無くなると回答。

DAAS資料の著作権について

写真・図面資料総数 11,927 件のうち著作権の状況について整理を行った表を以下に示す。(2)法人権利・個人権利とした資料は、権利が明確でない資料であり、法人と個人の二つの権利期間を示す必要がある。

法人権利の場合は「資料の発表年」が、個人権利の場合は「権利者の没年」がそれぞれ必要となるが、DAAS の建築情報は、記載の「もれ」や「ゆれ」が多く正確な情報といえないものも多い。

情報が正確でない資料については、権利期間設定の為のルールを決める必要がある。例えば、個人に権利があり、存命の場合は、どの程度の期間を設定すればよいか(例:現在 30 歳であれば、今後 50 年活躍し、その後 50 年で権利が切れる、等をルールとする、など)や、法人権利の場合、建築作品の竣工年を「発表年」の目安とする方法などが考えられる。

<写真・図面資料 11,927 件の権利状況>

権利者の分類	件数	%	権利期間
(1)法人権利(新建築社+不明1含)	7,823 件	65.59%	発表後 50 年
(2)法人権利・個人権利(エスエス社+不明1含)※	2,015 件	16.89%	発表後 50 年/没後 50 年
(3)JIA-KIT 建築アーカイヴス	1,068 件	8.95%	
(4)個人権利(写真家・設計者等)	1,021 件	8.56%	没後 50 年
全体数	11,927 件	-	

※建築情報登録や写真依頼を行ったが、写真未納品・もしくは写真がないものを含む(790 件)

【補足説明】

(1)の「法人権利」とした資料について

権利者名に「団体名」・「企業名」のみの表記、もしくは「新建築社」の写真

※ 著作権期間算定のルール(案) 発表年はいつかを調べ、明確でない場合は竣工年に 50 年を足して権利期間の目安とするか。

(4)の「個人権利」とした資料について

権利者名等に「写真家個人名」「個人名」のみの記載となっているもの

※ 著作権期間算定のルール(案)個人が生存しているかどうかを確認し、生存の場合、没年を何年先とみるか。それに 50 年後を足して権利期間とするか。

(2)の「法人権利・個人権利」となっているものについて

権利者名等に「所属団体名と写真家名」があるもの、またはゼネコン等で版權をゼネコンが保持している可能性が高いもの／もしくは「撮影者不明」となっているもの

※ 著作権期間算定のルール(案) 前述の(1)と(4)の算定ルールをあわせて提示するか。

現在確認できた法人権利の著作権期限の一部(6005 件対象※全体の50%)

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
4	28	38	54	52	145	79	129	63	380
0.03%	0.23%	0.32%	0.45%	0.44%	1.22%	0.66%	1.08%	0.53%	3.19%

2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2033年	2034年	2041年	2048年	2052年
101	209	479	1138	966	1080	907	88	44	11	4	3	3
0.85%	1.75%	4.02%	9.54%	8.10%	9.06%	7.60%	0.74%	0.37%	0.09%	0.03%	0.03%	0.03%

会員・会費・補助金の状況

会 員 数：当初の会員数から団体会員増加(6団体→10団体)、企業会員減少(22社→20社※)

理事会員数：企業の理事会員は10から4へと減少(会費減額に大きく関わっている。)

会 費：設立時より全体で半減という状況(規約改定実施:第10期企業会費減額、第12期理事会費減額)

DAAS会員数と収入経緯と現状(事業報告・決算報告より)

表1

期	平成	西暦	収入額				支出					参考数値			会員数(理事)名簿上			
			会費	前年度繰越(1)	補助金	その他収入	予算総額(A)	事業費	管理費	支出総額(B)	当期収支(A)-(B)=(2)	確認用(2)-翌期(1)=差	会費前年比	単年度収支	未払/修繕引き当て金等々	団体	企業	個人+学術
準備会	H17~H18	(2005~2006)	12,370				12,370		214	214	12,156	0		12,156		-	-	-
第1期	H18~H19	(2006~2007)	0	12,156	0	10	12,166	5,948	3,067	9,015	3,151	0	▲12,370	▲9,004	未払い 4000	-	-	-
第2期	H19~H20	(2007~2008)	11,610	3,151	0	76	14,837	4,999	5,766	10,765	4,072	▲1	11,610	921		6(6)	22(10)	7(7)
第3期	H20~H21	(2008~2009)	10,890	4,073	9,500	146	24,609	9,561	8,601	18,162	6,447	3,701	▲720	2,373	3,700	6(6)	24(7)	7(7)
第4期	H21~H22	(2009~2010)	12,490	2,746	8,500	12	23,748	15,579	4,951	20,530	3,218	▲1,885	1,600	472	1,884	6(6)	22(5)	7(7)
第5期	H22~H23	(2010~2011)	12,450	5,103	8,500	565	26,618	15,835	6,786	22,621	3,997	527	▲40	▲1,106	▲527	9(6)	22(4)	8(8)
第6期	H23~H24	(2011~2012)	8,570	3,470	500	135	12,675	3,795	5,795	9,590	3,085	▲489	▲3,880	▲375	480	10(7)	22(4)	8(8)
第7期	H24~H25	(2012~2013)	8,150	3,574	0	132	11,856	2,077	5,694	7,771	4,085	1	▲420	210	0	10(7)	20(4)	8(7)
第8期	H25~H26	(2013~2014)	8,270	4,084	3,000	57	15,411	4,609	6,154	10,763	4,648	31	120	562	30	10(7)	20(4)	8(7)
第9期	H26~H27	(2014~2015)	7,260	4,617	3,000	254	15,131	3,869	5,369	9,238	5,893	▲69	▲1,010	1,274	69	10(7)	20(4)	8(7)
第10期	H27~H28	(2015~2016)	7,260	5,962	3,000	54	16,276	4,370	6,158	10,528	5,748	1	0	▲214		10(7)	20(4)	8(7)
第11期	H28~H29	(2016~2017)	6,090	5,747	3,000	127	14,964	3,925	5,793	9,718	5,246	▲1	▲1,170	▲500		10(7)	20(4)	8(7)
第12期	H29~H30	(2017~2018)	6,090	5,247	3,000	(期中に付き未集計)	14,337	(期中に付き未集計)	(期中に付き未集計)	(期中に付き未集計)	#VALUE!	(期中に付き未集計)	0	(期中に付き未集計)		10(7)	20(4)	8(7)
総合計			99,130	59,930	42,000	1,568		74,567	64,134		#VALUE!		▲6,280	▲4,673				

会費規定改定
減額実施初年度

会費規定再改定
減額実施初年度

【※設立時から2018年までの 入会5社(団体4、企業3)、退会会員6社(企業のみ、内1社破産)、退会希望保留中4社、会費滞納1社】

2018/6/8

補助金の状況

期	補助金事業	補助金契約先契約内容内容		受託先
	(単位:千円)	内容		
第1期 (2006～2007)	-	-		-
第2期 (2007～2008)	-	-		-
第3期 (2008～2009)	9,550	優良住宅・建築物記録の作成		(社)日本建築士会連合会
		(再委託分内訳)	2,350 事務局委託経費 1,030 褪色補正費用 1,500 WEB改修費	一財)ベターリビング 大日本印刷 慶應義塾大学
第4期 (2009～2010)	8,500	優良な建築、住宅に関する資料のデジタル保全業務		(社)住まい・まちづくり担い手支援機構
		(再委託分内訳) ※総額1800万を各社へ	6,500 事務局委託経費 2,000 褪色補正費用 490 データ制作費用	一財)ベターリビング 大日本印刷 ブロードワークス
第5期 (2010～2011)	8,500	優良な建築、住宅に関する資料のデジタル保全業務		(社)住まい・まちづくり担い手支援機構
		(再委託分内訳) ※総額1800万各社へ	2,204 事務局委託経費 1,500 WEB改修費	一財)ベターリビング ブロードワークス
第6期 (2011～2012)	500	※東京都中小企業支援助成金を利用		
第7期 (2012～2013)	なし			
第8期 (2013～2014)	3,000	優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブス・Webコンテンツ作成支援		建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会(景観まちづくり協議会) (一社)担い手支援機構
第9期 (2014～2015)	3,000	まちなみ景観事例の収集・情報提供活動事業		(一社)すまいまちづくりセンター連合会「優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブスのWebコンテンツの作成等業務」として)
		(再委託分内訳)	500 WEB改修費 600 VR制作費用 1,000 動画制作費用	ブロードワークス ワカ設計室 すみだクリエイターズクラブ
第10期 (2015～2016)	3,000	まちなみ景観事例の収集・情報提供活動事業		(一社)すまいまちづくりセンター連合会「優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブスのWebコンテンツの作成等業務」として)
		(再委託分内訳)	500 WEB改修費 600 VR制作費用 1,000 動画制作費用	ブロードワークス ワカ設計室 すみだクリエイターズクラブ
第11期 (2016～2017)	3,000	平成28年度住宅建築技術高度化・展開推進事業		(一社)すまいまちづくりセンター連合会「優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブスのWebコンテンツの作成等業務」として)
		(再委託分内訳)	500 WEB改修費 600 VR制作費用 1,000 動画制作費用	ブロードワークス ワカ設計室 すみだクリエイターズクラブ
第12期 (2017～2018)	3,000	平成29年度住宅建築技術高度化・展開推進事業		(一社)すまいまちづくりセンター連合会「優れた住宅・建築物のデジタルアーカイブスのWebコンテンツの作成等業務」として)
		(再委託分内訳)	5 WEB改修費 600 VR制作費用 1,000 動画制作費用 2,000 デジタルデータ化作業	ブロードワークス ワカ設計室 すみだクリエイターズクラブ 大日本印刷

今後の運営についての検討

整理: DAASの事業と費用について(現状)

- 資料の維持・保全とシステムの管理・改善
 - Web サイトでの資料閲覧サービスの提供
クラウドサービスの活用: 低解像度閲覧データの保管等含む / Web 制作会社による保守 / データ閲覧にかかるセキュリティ対策の実施 / ドメインの管理
 - 高解像度データの維持・保全
外部利用にも対応する RAW データの管理 (HDD) / データの事務局保管 / 遠隔地による保管
- 新規コンテンツの作成事業(補助金を利用)
 - VR 制作 / 動画制作 / デジタル画像の制作 / 新規コンテンツの Web 掲載の為のシステム改善

国土交通省からの提案(2018年5月8日付)

- DAAS のサービスを最小限 = 「Web サイトでの写真閲覧のみ」のサービスとする → 前述①
- 最小限のサービスを行う為の費用を算出し、コンソーシアムの会費により DAAS を維持 (例: 費用 100 万の場合、5 万 * 20 会員 など)
- 資料 (高解像度データ) の保管先は文化庁 近現代建築資料館が望ましいのではないか → 前述②
- 文化庁 近現代建築資料館から受取が出来ないと以前 (2016 年 12 月) 交渉時に回答があったことについては、著作権が切れる期日を整理した目録と供にデータを渡し「期限がきたものから利活用できるように」ということで交渉する。(仮に 3 年間などの資料の整理、資料館との交渉期間を設定し、費用が足りない場合はボランティアな人員を要請する、などで対応)
- 文化庁 近現代建築資料館への交渉役 候補として: 芦原前理事長、公財) 普及センター 鈴木副理事長 (必要があれば鈴木氏に国交省から依頼することも可能である、とのこと)

国土交通省からの提案内容について(事務局としての意見)

① “最小限”の活動の詳細と費用の整理について

WG にて算出した金額 約 100 万 (別紙1) 収支シミュレーションの表を参照 2016 年作成) 活動範囲は以下シナリオ設定のうちの“D パターン”となる。ただし、人件費や諸経費等が見込めないため、“全ての事務業務等は他団体への支援が得られる場合のみ”という条件となる。

パターンごとのシナリオ設定(例として)

A	削減項目: (5) 表彰事業の Web 掲載作業 (専任事務員が行う) (補助金委託時のみ制作を行う) → 補助金の支援を含めれば現状と同様のコンテンツ制作も可能
B	削減項目: (5) 及び、会議開催に伴う場所代、印刷代など → AI に加え所在地等の普及センター内での登録、通信費、委員会・総会にかかる費用等における全費用の支援を外部にて負担して頂く。卒業設計大賞廃止
C	削減項目: (2) 専任人件費及びそれに係る費用全体 (選任事務局員廃止もしくは多機関所属事務局の無償派遣) 継続項目: (1) (3) ~ (5) の全て → 団体として活動を継続する為の委員会開催・総会開催。日常業務は他団体への人的支援が得られる場合。もしくは人件費の支援が可能な場合
D	継続項目: (1) のサーバー維持、(5) の表彰事業の収蔵業務のみ → 全ての事務業務等業務の他団体への支援が得られる場合 (5) の表彰事業は外部委託※最小限の費用・事務派遣等で負担した場合

問題点

- 企業会員の退会に歯止めがかからない → 企業メリットが少ないうえに、会員を10年以上続けてきた現在もDAASの発展的な展開が見込めないため、会費を継続して支出する意義を見いだせない。
- 大幅な会費減額を行っても「最小限の維持(Web サイトでの資料公開/資料の維持・管理)」に対して、会員に継続して会費支援を依頼することは難しいと考える。(本件は、会員の方々の“声”“意見”収集が必要と考える)→国土交通省からの提案では問題を解決できないのではないか。

② 高解像度データの保管

文化庁 近現代建築資料館への資料収蔵の可能性、その他保管先の可能性

問題点

- 恒久的な資料の保管先候補として文化庁 近現代建築資料館が挙げられているが「写真は一切引き取らない」という回答であった。(芦原前理事長から交渉 2016 年 12 月時点)
- 担当者から文化庁への交渉は不可能。国と国との調整が必要と思われる。(資料館設立時は鈴木博之前理事長、その後、芦原理事長からも協力を呼びかけたが資料保管は実現していない)。
- 資料の保管先の目処がたたないまま、大幅に活動と費用の縮小を実行すれば、会員減少と併せて実質的な活動の停止という状況に追い込まれる。常駐職員不在の場合事務局を現在の公財)普及センターに置くことは不可能ということから、事務局の実態もなくなり資料の保管場所もなくなる。

③ 新規コンテンツの作成事業(補助金利用)

- コンテンツ制作は補助金事業で実現している。但し来期から補助金の交付は難しくなる。交付されなければ、活動は縮小せざるを得ない。

民間企業の退会に歯止めがかからないことから、DAAS の運営はますます現状維持が難しくなっている。

今後の方向性を見定め早急に行動を起こすことが必要である。移管・解散、または国土交通省の提案する「サービスの縮小」などが選択肢として検討されるが、仮に、「最小限のサービスの提供」に絞る場合、実質的な活動が見られない団体への会員の支援はますます難しくなると考えられ、状況は悪化することが考えられる。

国土交通省の補助金の交付が止まる場合も同様に実質的な活動が停止し、会員の退会が増え、解散という状況におこまれることになるのではないかと。

仮に、解散になったとしても、高解像度データの引き継ぎ場所が決まらなければ、資料は国に返納となり、国での予算が確保されなければ、資料は死滅、散逸といった状況になる可能性は高い。

国土交通省は、DAAS の継続を希望しているものと思われるが、実現のためには、各方面への働きかけ、費用の支援先、運営先の決定を国土交通省が主導する必要があるのではないかと。

DAAS-Web サイトの公開のみによる最小限の活動で、現在のコンソーシアム形式を維持・継続するならば、その必要経費を明確にし、国土交通省が主体となって、協力を各方面に依頼するなどの方法を早急に検討することが必要であると考えます。

※DAAS の資料は DAAS-Web サイトでの公開のみ権利者より了解を得ている。(＝一般に広く利用してもらうためには、DAAS-Web サイトの維持・管理が必要となる)

目標成果: 支出パターンを組み立て、それに必要な会費収入を弾き出す素材となること
(年間経費で試算)

2016.6.3修正

説明: 青字セルは自動計算、数値増減検証する部分は「黄色セル」

■支出の部

(1) DAAS-WEBサイト維持・公開必要経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
サーバ管理委託費	¥800,000	1	1	1	1	¥800,000	¥800,000	¥800,000	¥800,000	サーバ維持・管理(OSセキュリティ対策、トラブル対応、簡易な更新作業)高精細画像の遠隔地保管(50,000+10,000)*12ヶ月*消費税込10%	ブロードワークス(Web管理)ワ ンビシ(遠隔保管)
保守費支出		1	1	1	1	¥0	¥0	¥0	¥0	第5期以降レンタルサーバ移行。第6期NAS購入	現状積立預金として180万残額
SSL認証経費	¥38,000	1	1	1	1	¥38,000	¥38,000	¥38,000	¥38,000	個人情報入力等に使用するSSL認証証明書維持経費	GMOグローバルサイン(株)
レンタルサーバー	¥15,000	1	1	1	1	¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥15,000	daas.jpのドメイン使用権利/現在6ヶ月更新にて	お名前.com
デジマーク使用料(USD499)	¥63,000	1	1	1	1	¥63,000	¥63,000	¥63,000	¥63,000	電子透かし技術の使用権利。写真提供著作者への配慮の為必須 US499.00/枚数制限有(125円/USD 最大値として)	Digimarc.com
小計(1)	¥916,000					¥916,000	¥916,000	¥916,000	¥916,000		

(2) 事務局経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
事務所経費1(現状事務所経費支払いなし)						¥0	¥0	¥0	¥0	ちよだプラットフォームスクエア 契約料(2014年4月より)光熱費含め約20,000円/月	ちよだプラットフォームスクエア
通信運搬費支出1(第10期予算参考)	¥270,000	1	1			¥270,000	¥270,000	¥0	¥0	050ダイヤル、固定電話、インターネット料、金、e-mobile、携帯電話代(DAASのものが無いため発生時に清算)	NTT e-mobile ※普及センタと別会計
通信運搬費支出2(第9期参考)	¥30,000	1	1			¥30,000	¥30,000	¥0	¥0	郵便料金(総会時等配布物)	日本郵政
旅費交通費1(第9期参考)	¥30,000	1	1			¥30,000	¥30,000	¥0	¥0	事務局内交通費	
会計士外部委託費1(第10期予算参考)	¥173,000	1	1	1		¥173,000	¥173,000	¥173,000	¥0	DAAS会計を別処理とする以上必要経費年度末会計書類作成費用(消費税込+源泉込み)	浅井会計事務所
会計士外部委託費2(第9期参考)	¥140,000	1	1			¥140,000	¥0	¥140,000	¥0	DAAS会計を別処理とする以上必要経費月額顧問(消費税込+源泉込み)	浅井会計事務所
専任事務局人件費(第10期予算参考)	¥4,080,000	1	1			¥4,080,000	¥4,080,000	¥0	¥0	直接人件費。法定福利費(雇用保険、健康保険、労災保険、厚生年金 等) 第8期想定金額	
法定福利費(第10期予算参考)	¥700,000	1	1			¥700,000	¥700,000	¥0	¥0		
事務局通勤交通費(第10期予算参考)	¥200,000	1	1			¥200,000	¥200,000	¥0	¥0		
小計(2)	¥5,623,000					¥5,623,000	¥5,483,000	¥313,000	¥0		

(3) 総会経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
会場借上げ費	¥100,000	1	1	1		¥100,000	¥100,000	¥100,000	¥0	会場費60000.20000,飲み物10000(マイク等含)※コーヒー等会場費に含めて計算	都道府県会館
その他備品	¥15,000	1	1	1		¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥0	レンタル機器	
文房具等費用	¥10,000	1	1	1		¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0		
印刷代	¥5,000	1	1	1		¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥0	外部での印刷の場合	
受付人件費	¥10,000	1	1	1		¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0	外部依頼する場合(半日拘束 * 1名)	
小計(3)	¥130,000					¥130,000	¥130,000	¥130,000	¥0		

(4) 運営委員会経費(必須経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
会場借上げ費	¥65,000	1				¥65,000	¥0	¥0	¥0	6,000*10回(委員会4回,WG等開催6回想定)	
会議用飲み物代	¥22,500	1	1	1		¥22,500	¥22,500	¥22,500	¥0	ペットボトル水×15本*10	
文房具等費用	¥10,000	1	1	1		¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0		
印刷代	¥50,000	1	1	1		¥50,000	¥0	¥50,000	¥0	外部での印刷の場合	
旅費交通費2	¥300,000	1	1	1		¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0	運営委員会年4回開催×2名(委員会のみ開催)	
小計(4)	¥447,500					¥447,500	¥332,500	¥382,500	¥0		

(5) 各団体受賞作品収蔵・公開経費(選択経費)

費目	金額	A	B	C	D	Aの小計	Bの小計	Cの小計	Dの小計	内訳等	支出先
日本建築学会賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	派遣先
日事連建築賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
JIA各賞(毎年130点で計算)	¥7,000			1	1	¥0	¥0	¥7,000	¥7,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
日本建築士会連合会賞	¥3,000			1	1	¥0	¥0	¥3,000	¥3,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
BCS賞	¥4,000			1	1	¥0	¥0	¥4,000	¥4,000	1回収蔵作業基準経費(2時間/人/上限50点)+α	
DAAS卒業設計大賞	¥90,000	1				¥90,000	¥0	¥0	¥0	出場者3名+事務局交通費	
卒業設計大賞備品	¥10,000	1				¥10,000	¥0	¥0	¥0	出場者3名表彰備品等	
小計(5)	¥122,000					¥100,000	¥0	¥22,000	¥22,000		

ABCD各パターン支出計

A	B	C	D
¥7,216,500	¥6,861,500	¥1,763,500	¥938,000

職務規程(案)

以前より、職務規程、特に退職金規程についての設定が必要ではという意見を頂いておりましたが、今期の状況から職務規程について具体的に制定する必要があると考え、以下、案を提出いたします。(社労士事務所の「退職金規定の作成例について」を参考に作成 <https://www.mykomon.biz/>)

建築・空間デジタルアーカイブスコンソーシアム 退職金規程(案)

(総則)

第1条 この規程は、社員の退職金について定める。

(支給条件)

第2条 退職金は、勤続満3年以上の社員が、次の各号のいずれかで退職するときに支給する。

1. 定年
2. 役員への就任
3. 死亡
4. 会社都合
5. 自己の都合
6. 休職期間が満了しても復職できないとき

(算定方法)

第3条 退職金は、退職時の基本給に支給率を掛けることによって算出する。

2 支給率は、勤続年数と退職事由によって定めるものとし、別表のとおりとする。

(端数処理)

第4条 勤続年数の算定において1年未満は月割とし、1ヶ月未満は15日以上を1ヶ月とし、14日以下は切り捨てる。

(解雇者の取扱い)

第5条 懲戒処分によって解雇された者の退職金の取扱いは、次のとおりとする。

1. 懲戒解雇のとき—支給しない
2. 諭旨退職のとき—情状により第3条の算定式で算出された額の50%以上を減額する

(功労金)

第6条 在職中とくに功労があった者に対しては、退職金のほかに功労金を支給する。

2 功労金は、第3条の算定式で算出された退職金の30%を上限とする。

(支払方法)

第7条 退職金は、その全額を一時金として支払う。

(支払手段)

第8条 退職金は、通貨によって直接本人に支払う。ただし、本人が口座振込みに同意したときは、口座へ振り込むことによって支払う。

(支払時期)

第9条 退職金は、退職日から2週間以内に支払う。

(支払遅延)

第10条 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については一定期間支払いを遅らせることがある。

1. 後任者との業務引き継ぎを十分に行わないとき
2. 会社の貸与品を返還しないとき
3. 会社の貸付金を返済しないとき
4. その他退職にあたり会社に指示命令に従わないとき

(死亡退職のときの取扱い)

第 11 条 社員が死亡したときは、退職金は遺族に対して支給する。遺族の範囲および順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までを準用する。

(受給権の処分禁止)

第 12 条 この規定により退職金を受ける権利は、譲渡し、または担保に供することはできない。

(規定の制定、改廃等)

第 13 条 この規定の制定、改廃は、運営委員会の議決による。

(付則)

この規定は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別表)

勤続年数	会社都合	自己都合
1	—	—
2	—	—
3	2.0	1.7
4	3.0	2.55
5	4.0	3.6
6	5.0	4.5
7	6.0	5.4
8	7.5	6.75
9	9.0	8.1
10	10.5	9.45
11	12.0	14.4
12	13.5	12.15
13	15.0	14.25
14	16.5	15.68
15	18.0	18.0
16	19.0	19.0
17	20.0	20.0
18	21.0	21.0
19	22.0	22.0
20	23.0	23.0
21	24.0	24.0
22	25.0	25.0
23	26.0	26.0
24	27.0	27.0
25	28.0	28.0
26	28.5	28.5
27	29.0	29.0
28	29.5	29.5
29	30.0	30.0
30 以上	30.5	30.5